

「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」の改定について

平成22年2月
内閣府
外務省
国土交通省

1. 改定の趣旨

- 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年8月31日法律第85号以下、「北特法」という。）に基づき、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針を昭和58年に策定。
- 平成21年7月の北特法改正により、交流等事業に関する事項の追加や、基本方針の見直し規定が盛り込まれたことを受け、同方針の改定を行うもの。
- 北特法上の主務大臣である内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣が連名で改定。

2. 改定の基本的考え方

- 今般の北特法改正を踏まえ、現行基本方針の構成や記述内容を見直し。
- 平成22年4月1日の北特法施行に合わせて改定。

3. 今後のスケジュール（案）

- ・ 4月1日 改定基本方針決定
内閣府・外務省・国土交通省告示